

## 市第13号議案

## スポーツ施設の指定管理者の指定

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

令和 5 年 5 月 24 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西スポーツセンター	東京都渋谷区道 玄坂 1 丁目 10 番 8 号	東急スポーツオアシス・日本 水泳振興会共同事業体 代表者 株式会社東急スポーツオアシ ス 代表取締役 山岸 通庸 社 長	令和 5 年 6 月 2 日か ら令和 9 年 3 月 31 日 まで

## 提 案 理 由

横浜市西スポーツセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

**参 考**

**東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体の構  
成員**

- 1 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 10 番 8 号

株式会社東急スポーツオアシス

代表取締役 山 岸 通 庸  
社 長

- 2 東京都中野区東中野 3 丁目 18 番 12 号

株式会社日本水泳振興会

代表取締役 坂 元 要  
社 長

**地方自治法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）